

科目：「専門科目：更生保護制度」

I. 出題基準 & 出題実績（第 33 回～第 35 回）

大項目		中項目		例示	[過去問]
1	更生保護制度の概要	1	制度の概要	意義／歴史／更生保護法制 ／刑事司法・少年司法と更生保護／他	33-148*/34-147/
		2	保護観察	目的／方法／対象／内容／運用状況 ／他	33-150/35-147/ 35-148/
		3	生活環境の調整	目的／機能／手続き／関係機関との連携 ／他	34-148/
		4	仮釈放等	仮釈放と仮退院／意義／許可基準／手 続き／他	34-149/
		5	更生緊急保護	目的／対象／期間／内容／手続き／他	
2	更生保護制度の担い手	1	保護観察官	役割／任用と配属／他	33-147*/
		2	保護司	使命／役割／身分／組織／他	33-147*/
		3	更生保護施設	運営主体／役割／他	
		4	民間協力者	更生保護女子会／BBS 会／ 協力雇用主／他	
3	更生保護制度における関係機関・団体との連携	1	刑事司法・少年司法関係機関との連携	裁判所・検察庁・矯正施設との連携 ／他	33-148*/
		2	就労支援機関・団体との連携	保護観察所、矯正施設、公共職業安定所、協力雇用主／他	35-149/
		3	福祉機関・団体との連携	福祉事務所・児童相談所／他	
		4	その他の民間団体との連携	日本司法支援センター（法テラス） ／自助グループ／被害者支援団体／他	
4	医療観察制度の概要	1	制度の概要	目的、導入の経緯、対象者、処遇の流れ、保護観察所の役割／他	33-149*/35-150*/
		2	審判の手続きと処遇内容	精神保健審判員、精神保健参与員、生活環境の調査・調整、精神保健観察 ／他	33-149*/35-150*/
		3	社会復帰調整官	役割、任用と配属／他	34-150/35-150*/
		4	関係機関・団体との連携	-	

5	更生保護における近年の動向と課題	1	近年の動向と課題	刑務所出所者等総合的就労支援対策 ／各種処遇プログラムの導入、高齢者・ 障害者等の社会復帰・再犯防止施策 ／更生保護のあり方を考える有識者会 議等／他
---	------------------	---	----------	---

(★は複数項目該当問題)

参考：社会福祉士国家試験過去問解説集 2024 (一社) 日本ソーシャルワーカー教育学校連盟 編 中央法規出版(株) 2023 年 5 月 1 日 p.189

II. 出題基準別過去問 (第 33 回～第 35 回) 選択肢の正誤検討 及び選択肢別解説 (空欄語句検討を含む)

－受講生各位－

- ・事前に以下の予習を行って講義に参加することをお勧めします。
- 過去問選択肢の正誤判断をしてみましょう (() 内に○or×を入れていく)。
- *大項目 1 (更生保護制度の概要) から始めていきましょう。

大項目 1 (更生保護制度の概要)

中項目 1 (制度の概要)

第 33 回 148 番 少年司法制度に関する適・不適判断問題

- 1 () 少年法は、家庭裁判所の審判に付すべき少年として、犯罪少年、触法少年、虞犯少年、不良行為少年の 4 種類を規定している。
- 2 () 家庭裁判所は、18 歳未満の少年については、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができる。
- 3 () 少年鑑別所は、警察官の求めに応じ、送致された少年を一定期間収容して鑑別を行う施設である。
- 4 () 少年院は、保護処分若しくは少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者に対し、矯正教育その他の必要な処遇を行う施設である。
- 5 () 家庭裁判所が決定する保護処分は、保護観察、児童自立支援施設又は児童養護施設送致、少年院送致、検察官送致の 4 種類である。

(大項目 3－中項目 1 の内容と混在)

(正答：4)

1-1：家庭裁判所の審判に付すべき少年は、**犯罪少年** (14 歳以上 20 歳未満で罪を犯した少年)、**触法少年** (14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年)、**虞犯少年** (将来、罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年) の 3 種類である (少年法第 3 条第 1 項)。

- 2-1：家庭裁判所は、触法少年・14 歳に満たない虞犯少年については、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができる（少年法第 3 条第 2 項）。
- 3-1：少年鑑別所は、家庭裁判所、地方更生保護員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長からの求めに応じ、送致された少年を一定期間収容して鑑別を行う施設である（少年鑑別所法第 17 条）。
- 3-2：鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことをいう。
- 4-1：少年院は、保護処分若しくは少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者に対し、矯正教育その他の必要な処遇を行う施設である（少年院法第 3 条）。
- 5-1：家庭裁判所が決定する保護処分は、保護観察、児童自立支援施設又は児童養護施設送致、少年院送致の 3 種類である（少年法第 24 条第 1 項）。

第 34 回 147 番 更生保護に関する適・不適判断問題

- 1 () 更生保護には、犯罪予防の活動の促進が含まれる。
- 2 () 更生保護には、再犯・再非行の防止は含まれない。
- 3 () 更生保護の処遇は、矯正施設における施設内処遇を主とする。
- 4 () 更生保護制度の基本となる法律は監獄法である。
- 5 () 更生保護行政をつかさどる国の機関は、厚生労働省である。

(正答：1)

- 1-1：更生保護には、**犯罪予防の活動の促進**が含まれる（更生保護法第 1 条）。
- 2-1：更生保護には、**再犯・再非行の防止**が含まれる（更生保護法第 1 条）。
- 3-1：更生保護の処遇は、保護観察を中心とする**社会内処遇**を主とする（更生保護法第 1 条）。
- 4-1：更生保護制度の基本となる法律は、**更生保護法**（H19 年制定）である。
- 4-2：刑事施設収容者の処遇を定める法律は、**刑事収容施設法**（H17 年全部改正（監獄法廃止））である。
- 5-1：更生保護行政をつかさどる国の機関は、**法務省**である。

中項目 2（保護観察）

第 33 回 150 番 事例に関して、保護観察に関する適・不適判断問題

〔事例〕

A さん（47 歳、男性）は、覚醒剤取締法違反により懲役 2 年執行猶予 4 年の保護観察付きの刑の言渡しを受けた。

今まで頻繁に転職を繰り返し就労経験に乏しく、現在も無職である。親の遺産で生活できており、経済的には今すぐ困窮するような状況ではない。

薬物使用に関する罪悪感や後悔の念が薄いことが懸念されている。

- 1 () A さんの指導監督における、更生保護法が定める一般遵守事項としては、薬物再乱用防止プ

プログラムを受けることが明記される。

- 2 () Aさんは、薬物再乱用防止プログラムの実施期間中、簡易薬物検出検査を受けることまでは求められない。
- 3 () Aさんへの指導監督において、保護観察官若しくは保護司は、収入又は支出の状況など、生活実態に関する資料の提出を求めることはできない。
- 4 () Aさんのプライバシー保護のため、薬物再乱用防止プログラムには外部の関係機関(者)は関与することはできない。
- 5 () 薬物依存の改善に資する医療を受けるよう、必要な指示その他の措置をとる場合は、あらかじめ、Aさんの意思に反しないことを確認しなければならない。

(正答：5)

- 1-1：薬物再乱用防止プログラムを受けることは、**特別遵守事項**として規定されている(更生保護法第51条第2項第4号・同法第51条の2第1項)。
- 2-1：薬物再乱用防止プログラムは、**教育課程及び定期的な簡易薬物検出検査**を内容としている。
- 3-1：**一般遵守事項**として、保護観察官若しくは保護司は、収入又は支出の状況など、生活実態に関する資料の提出を求めることができる(更生保護法第50条第1項2号ロ)。
- 4-1：薬物再乱用防止プログラムは、その実効性を高めるため、薬物依存症リハビリテーション施設、更生保護サポートセンター等の外部関係機関(者)の関与も行われている。
- 5-1：薬物依存の改善に資する医療を受けるよう、必要な指示その他の措置をとる場合は、**あらかじめ、本人の意思に反しないことを確認**しなければならない(更生保護法第65条の3第2項)。

第35回 147番 保護観察に関する適・不適判断問題

- 1 () 保護観察処分少年の保護観察の期間は、少年の希望を反映して決定される。
- 2 () 保護観察所の長は、保護観察処分少年について、保護観察を継続する必要がなくなつたと認めるときは、保護観察を解除する。
- 3 () 保護観察所の長は、少年院仮退院者について、少年院に戻して収容する旨の決定をすることができる。
- 4 () 仮釈放を許された者は、仮釈放の期間満了後、保護観察に付される。
- 5 () 懲役刑の全部の執行を猶予された者は、被害者の請求により保護観察に付される。

(正答：2)

- 1-1：保護観察処分少年の保護観察期間は、**原則として少年が20歳に達するまで**(その期間が2年に満たない場合には2年間)であり(更生保護法第66条)、少年の希望が反映されるものではない。
- 2-1：保護観察所の長は、保護観察処分少年について、保護観察を継続する必要がなくなつたと認めるときは、**保護観察を解除**する(更生保護法第69条)。また、改善更生に資すると認めるときに行われる保護観察の一時解除(期間が定められる)も保護観察所の長が行う(更生保護法第70条)。
- 3-1：少年院仮退院者について、少年院に戻して収容する旨の決定は、保護観察所の長の申出による**地方更生保護委員会の家庭裁判所への申請**を受けて家庭裁判所が審理して決定する。
- 4-1：仮釈放を許された者は、仮釈放の期間中、保護観察に付される(更生保護法第40条)。

5-1：懲役刑の全部の執行を猶予された者は、裁判所の裁量により保護観察に付されることがある（刑法第 25 条の 2）。

第 35 回 148 番 事例に関して、X 保護観察所が行うことができる措置に関する適・不適判断問題

〔事例〕

少年院に收容されている M さん（17 歳）は、親元に帰住することが難しいため、親元以外への帰住を希望している。X 保護観察所はどのような措置をとるか検討した。

- 1 () M さんの少年院入院中に、釈放後の住居を確保することを調整する。
- 2 () M さんの仮退院を許可する。
- 3 () M さんの仮退院時に特別遵守事項を定める。
- 4 () M さんの少年院入院中に、一般遵守事項から住居に関する事項を削除する。
- 5 () M さんの仮退院時に保護観察期間を定める。

(正答：1)

1-1：保護観察所の長は、保護処分の執行のため少年院に收容されている者（以下、「收容中の者」）について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の**生活環境の調整**を行う（更生保護法第 82 条第 1 項）。

2-1：少年院からの仮退院の許可は、地方更生保護委員会が行う（更生保護法第 41 条）。

3-1：少年院からの仮退院時に保護観察所の長の申出による特別遵守事項を定め、あるいは削除するのは、地方更生保護委員会が行う（更生保護法第 52 条第 2 項/同法第 53 条第 3 項）。

4-1：一般遵守事項は、保護観察対象者全員に共通して定められる遵守事項であり一部を削除することはできない（更生保護法第 50 条）。

5-1：仮退院の決定は地方更生保護委員会である（更生保護法第 41 条/第 42 条）。

中項目 3（生活環境の調整）

第 34 回 148 番 少年院に收容中の者に対する生活環境の調整に関する適・不適判断問題

- 1 () 仮退院決定後、速やかに開始する。
- 2 () 裁判所の発する令状をもって開始する。
- 3 () 調整すべき事項に借金返済のための金品の給与が含まれる。
- 4 () 少年院の法務技官によって行われる。
- 5 () 調整すべき事項に釈放後の就業先や通学先の確保が含まれる。

(正答：5)

1-1：生活環境の調整は、仮退院**決定前**に行われる（更生保護法第 82 条第 1 項）。

2-1：生活環境の調整は、保護観察所の長によって行われる（更生保護法第 82 条第 1 項）。

3-1：生活環境の調整内容は、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整であり（借金返済の見込み・方法等の検討は行われる場合あり）、金品の給与は含まれない（更生保護法第 82 条第 1 項/同法第 82 条第 2 項）。

条第 1 項)。

4-1：生活環境の調整は、保護観察所の長によって行われる（更生保護法第 82 条第 1 項）。実務上は、保護観察所の長の指示の下、**保護観察官又は保護司**が行う。

4-2：**法務技官**とは、法務省専門職員（人間科学）採用試験（矯正心理専門職区分）により採用され、少年鑑別所や少年院、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）などに勤務する専門職である。

5-1：調整すべき事項として、釈放後の就業先や通学先の確保が含まれる（更生保護法第 82 条第 1 項・規則第 112 条第 1 項第 4 号）。

中項目 4（仮釈放等）

第 34 回 149 番 事例に関して、仮釈放に関する適・不適判断問題

〔事例〕

M さん（25 歳）は、交通事故（人身事故）で懲役 3 年の実刑判決を受けて V 刑務所に収容され、刑に服して 6 か月が過ぎた。深く反省し、服役中の行状も良好である。

かって M さんが勤務していた会社の社長 A さんは、M さんが釈放された場合、自分が引受人になって再び M さんを雇用してもよいと考えている。

- 1 () M さんの仮釈放の審理を開始するには、M さんが V 刑務所の長に仮釈放を申し立てなければならない。
- 2 () M さんは、仮釈放になった後は保護観察が付されない可能性がある。
- 3 () M さんの仮釈放の審理において、被害者の意見や心情は反映されない。
- 4 () M さんについて、現在の刑に服した期間では仮釈放の決定はできない。
- 5 () M さんの家族以外の者が仮釈放後の引受人になることはできない。

(正答：4)

1-1：収容者本人による仮釈放申請（申請権）は認められていない。

1-2：仮釈放の審理は、刑事施設の長等からの仮釈放許可の申出を受けて**地方更生保護委員会**が開始する。

2-1：仮釈放を許された者は、仮釈放期間中、保護観察に付される（更生保護法第 40 条）。

3-1：仮釈放の審理において、被害者・代理人等から、仮釈放審理にあたり「意見及び被害に関する心情を述べたい旨の申出があったときは、当該意見等を聴取する者とする」と規定されている（更生保護法第 38 条第 1 項）。

4-1：仮釈放を許可する場合の形式的要件（**有期刑については刑期の 1/3 以上経過**していること（刑法第 28 条））と実質的要件（「**改悛の状**」が認められること）が整っていることを要する。

4-2：「改悛の状」が認められる」とは、**悔悟の情及び改善更生の意欲**があり、再犯のおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認められることである。

5-1：仮釈放後の引受人（本人の立ち直りを支援する者）については、家族に限定されていない。

中項目 5（更生緊急保護）～出題ナシ～

大項目 2（更生保護制度の担い手）

中項目 1（保護観察官）

第 33 回 147 番 保護観察官及び保護司に関する適・不適判断問題

- 1 () 保護観察官は、都道府県庁及び保護観察所に配置される。
- 2 () 保護観察官は、犯罪の予防に関する事務には従事できない。
- 3 () 保護司の身分は、常勤の国家公務員である。
- 4 () 保護司が相互に情報交換するには、保護観察官の許可が必要である。
- 5 () 被害者を担当する保護司は、その任に当たる間、加害者の保護観察は行わない。

(大項目 2－中項目 2 の内容と混在)

(正答：5)

1-1：保護観察官は、地方更生保護委員会（地方委員会）事務局及び保護観察所に配置される（更生保護法第 31 条第 1 項）。

2-1：保護観察官は、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事するとされている。（更生保護法第 31 条第 2 項）。

3-1：保護司の身分は、**非常勤の国家公務員**である。

4-1：保護司相互の情報交換については**地域処遇会議**が積極的に行われている（保護観察官の許可は不要である）。

5-1：更生保護制度における被害者等施策として、保護観察所に配置された**被害者担当保護観察官及び被害者担当保護司**は、保護観察等加害者に直接関わる業務に携わらずに被害者等施策を担当することとされている。

中項目 2（保護司）～重複出題～

中項目 3（更生保護施設）～出題ナシ～

中項目 4（民間協力者）～出題ナシ～

大項目 3（更生保護制度における関係機関・団体との連携）

中項目 1（刑事司法・少年司法関係機関との連携）～重複出題～

中項目 2（就労支援機関・団体との連携）

第 35 回 149 番 更生保護における就労支援に関わる機関・団体に関する適・不適判断問題

- 1 () 保護観察所は、保護観察対象者の補導援護として、必要に応じて職業の斡旋を行っている。
- 2 () 保護観察対象者は、公共職業安定所（ハローワーク）において、補導援護を受けることが義務化されている。
- 3 () 公共職業安定所（ハローワーク）は、協力雇用主に対し、保護観察対象者の雇用を命ずることができる。
- 4 () 保護観察所は、協力雇用主に対し、刑務所出所者のみを雇用することを命ずることができる。
- 5 () 公共職業安定所（ハローワーク）は、個々の保護観察対象者に対し、求人開拓から就職まで総合的な就労支援を行っている。

（正答：5）

1-1：保護観察における補導援護は、職業を補導し就職を助けることによって行う（更生保護法第 58 条第 3 号）が、職業斡旋（求人者と求職者との間を取り持ち雇用関係が円滑に成立するように第三者として世話をすること）は専門機関である公共職業安定所で行われる。

2-1：保護観察における補導援護は、保護観察所及び保護司によって行われる。

3-1：協力雇用主とは、犯罪や非行歴のために仕事に就くことが難しい人の事情を理解し、雇用を通じて立ち直りを支援する民間の事業主（民間のボランティア）であり、公共職業安定所が保護観察対象者等の雇用を命ずることはできない。

4-1：協力雇用主とは、犯罪や非行歴のために仕事に就くことが難しい人の事情を理解し、雇用を通じて立ち直りを支援する民間の事業主（民間のボランティア）であり、保護観察所が刑務所出所者等の雇用を命ずることはできない。

5-1：公共職業安定所（ハローワーク）は、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」として個々の保護観察対象者に対し、求人開拓から就職まで総合的な就労支援を行っている。

5-2：刑務所出所者等総合的就労支援対策とは、刑務所出所者等の再犯防止、改善更生を図る上で就労確保が極めて重要であることに鑑み、法務省と厚生労働省とが連携して総合的な就労支援対策を講じるものである（H17 年度～）。

- ・ 矯正機関・更生保護機関と職業安定機関との連携の強化、刑務所受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の推進、保護観察対象者及び更生緊急保護対象者に対する就労支援の推進、協力雇用主の拡大、等。

中項目 3（福祉機関・団体との連携）～出題ナシ～

中項目 4（その他の民間団体との連携）～出題ナシ～

大項目 4（医療観察制度の概要）

中項目 1（制度の概要）

第 33 回 149 番 「医療観察法」が定める医療観察制度に関する適・不適判断問題

- 1 () 精神保健観察は、刑法上の全ての犯罪行為に対して適用される制度である。
- 2 () 医療観察制度における医療は、法務大臣が指定する指定入院医療機関又は指定通院医療機関で行われる。
- 3 () 医療観察制度による処遇に携わる者は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者が円滑に社会復帰をすることができるように努めなければならない。
- 4 () 精神保健観察に付された者には、保護司によって「守るべき事項」が定められる。
- 5 () 精神保健観察に付される期間は、通院決定又は退院許可決定があった日から最長 10 年まで延長できる。

(注) 1: 「医療観察法」とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」のことである。

(大項目 4－中項目 2 の内容と混在)

(正答: 3)

- 1-1: **精神保健観察の対象**となるのは、重大な他害行為を行い、心神喪失又は心神耗弱であることが認められ、不起訴処分又は無罪等の確定裁判を受けた者で、入院によらない医療を受ける者である（医療観察法第 106 条第 1 項）
- 2-1: **医療観察制度**における医療は、厚労大臣が指定する指定入院医療機関又は指定通院医療機関で行われる（医療観察法第 82 条）。
- 3-1: 医療観察制度による処遇に携わる者は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者が円滑に社会復帰をすることができるように努めなければならない（医療観察法第 1 条第 2 項）。
- 4-1: 精神保健観察に付された者には、継続的な医療を確保するために、医療観察法第 107 条において「守るべき事項」が定められる。
- 4-2: 「**守るべき事項**」の内容は、①一定の住居に居住すること、②住居移転、長期旅行をするときは事前に保護観察所の長に届け出ること、③保護観察所の長から出頭又は面接を求められたときはこれに応じること、である（違反すると地裁の決定により入院（再入院）の措置が採られる）。
- 5-1: 通院医療を受けることができる期間は通院決定から原則 3 年であり、3 年を経過してなお、通院が必要と認められた場合は 2 年を超えない範囲で延長が可能であるが、通院処遇は通算 5 年とされている（医療観察法第 44 条）。

第 35 回 150 番 「医療観察法」が定める医療観察制度に関する適・不適判断問題

- 1 () 対象となる行為は、殺人、放火、強盗、強制わいせつ、強制性交等及び傷害等に当たる行為である。
- 2 () 社会復帰調整官は、各地方裁判所に配属されている。
- 3 () 入院決定を受けた者に対して医療を実施する指定入院医療機関は、都道府県知事が指定した

病院である。

- 4 () 通院決定がなされた場合、指定通院医療機関による医療を受けることができる期間の上限は 10 年である。
- 5 () 地域社会における精神保健観察は、保護観察官と保護司が協働して実施すると規定されている。

(注) 1: 「医療観察法」とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」のことである。

(大項目 4—中項目 2/中項目 3 の内容と混在)

(正答: 1)

1-1: 「**重大な他害行為**」となる対象行為は、殺人、放火、強盗、不同意猥褻、不同意性交、傷害（軽微なものを除く）に当たる行為をいう（医療観察法第 1 条・第 2 条）。

2-1: **社会復帰調整官**は、保護観察所に配属されている（医療観察法第 20 条）。

3-1: 入院決定を受けた者に対して医療を実施する指定入院医療機関は、**厚労大臣が指定する**（医療観察法第 2 条第 4 項）。

4-1: 通院医療を受けることができる期間は通院決定から原則 3 年であり、3 年を経過してなお、通院が必要と認められた場合は 2 年を超えない範囲で延長が可能であるが、通院処遇は通算 5 年とされている（医療観察法第 44 条）。

5-1: 精神保健観察（地域における継続的な医療確保を目的とした本人の通院状況の把握、生活状況の見守り、必要な指導その他の措置）は、**社会復帰調整官**が行う（医療観察法第 106 条第 2 項）。

中項目 2（審判の手続きと処遇内容）～重複出題～

中項目 3（社会復帰調整官）

第 34 回 150 番 事例に関して、B 社会復帰調整官の業務に関する適・不適判断問題

〔事例〕

保護観察所の B 社会復帰調整官は、「医療観察法」に基づく処遇の対象者である C さん（30 歳）を担当することになった。

C さんは「医療観察法」第 107 条に規定されている「守るべき事項」により届け出た居住地で生活している。

- 1 () C さんの居住地の保護司に C さんの処遇判断を委ねる。
- 2 () C さんの「守るべき事項」に、必要に応じて新たな事項を加える。
- 3 () C さんの通院状況や生活状況を見守るとともに、必要な指導を行う。
- 4 () C さんの病状が悪化した場合、指定入院医療機関への入院を決定する。
- 5 () C さんの病状が安定した場合、「医療観察法」による医療の終了を決定する。

(注) 1: 「医療観察法」とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」のことである。

(正答: 3)

- 1-1：「医療観察法」に基づく処遇の対象者の処遇は、保護観察所の長が関係機関と協議の上で、処遇実施計画を作成し実施される（医療観察法第 104 条・第 105 条）。
- 2-1：「守るべき事項」は法定されており、社会復帰調整官が付け加えることはできない（医療観察法第 107 条）。
- 3-1：社会復帰調整官は、精神保健観察として、C さんの通院状況や生活状況の見守り、必要な指導等を行う（医療観察法第 106 条第 2 項）。
- 4-1：入院の決定は、**保護観察所の長**が地方裁判所に入院（再入院）の**申立て**を行い（医療観察法第 59 条第 1 項）、**裁判所の決定**で行われる。
- 4-2：、精神保健観察中であっても、精神保健福祉法に基づく任意入院は、本人同意により可能である（医療観察法第 115 条）。
- 5-1：処遇終了は、保護観察所の長が指定通院医療機関と協議の上で、地方裁判所に処遇終了の申立てを行い（医療観察法第 54 条第 1 項）、**裁判所の決定**をもって終了する。

中項目 4（関係機関・団体との連携）～出題ナシ～

大項目 5（更生保護における近年の動向と課題）

中項目 1（近年の動向と課題）～出題ナシ～

＜参考資料＞

[概説]

01. 更生保護は、国が所管する刑事施策（**行政施策**の1領域）の1つであり、元来、**Q01**が強い領域であることもあり、国民や地域社会の理解が十分でない一方、保護司等民間有志への依存が大きく制度の脆弱化していると言われている。
- ・更生保護に関する事務は、法務省（本省）に設置される**Q02**、法務省の地方支分部局（矯正管区）に設置される**Q03**及び**Q04**で行われる。
 - ・矯正管区は刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営の管理を図ることを目的とする（全国8カ所：札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡）。
02. 犯罪者の処遇については、①「**Q05**」という**施設内処遇**と、②「**更生保護**」という**Q06**に大別される。
03. 更生保護制度は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、**社会内において適切な処遇**を行うことにより、①再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が**Q07**として自立し、**改善更生することを助ける**とともに、②恩赦の適正な運用を図るほか、③犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、**Q08**を**保護**し、**Q09**を**増進**することを目的とする（法第1条）。
04. 更生保護の主たる内容は、①仮釈放、②保護観察、③身体の拘束を解かれた者に対する更生緊急保護、④恩赦、⑤犯罪予防活動である。

空欄語句＝Q01：密行性／Q02：中央更生保護審査会／Q03：地方更生保護委員会／Q04：保護観察所
 Q05：矯正／Q06：社会内処遇／Q07：善良な社会の一員／Q08：社会／
 Q09：個人及び公共の福祉／

[仮釈放・保護観察]

* 参考：「保護観察に至る流れ」で概要を把握しましょう。

＜保護観察に至る経緯＞

05. 罪を犯した者は、成人の場合は普通裁判所による裁判によって、少年の場合は原則として家庭裁判所の審判によって裁きを受ける。
- （少年の場合（少年法））
06. 少年法では、**非行**（法律や社会倫理規範等からの逸脱行動）を犯した少年に対しては、できるかぎり処罰ではなく、**Q10**によって更生をはかることを目指している。
07. 審判に付すべき少年は、①犯罪少年（14歳以上20歳未満の罪を犯した少年）、②触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）、③虞犯少年（20歳未満で一定の事由があって、将来、罪を犯す虞のある少年）である。
- ・①犯罪少年は、通常、警察に補導され検察庁を経て家庭裁判所に送致される（多くは在宅送致）。
 - ・14歳以上16歳未満の少年は、検察官への逆送により、**刑事裁判での処罰を受ける場合がある**

(通常は家庭裁判所での審判)。

- ・ 16 歳以上で重大事件（罰が死刑、無期・15 年以上の懲役・禁固等の刑）を犯した少年は、**検察官へ逆送され刑事処分**を受ける。
- * 実刑が下されると、16 歳までは少年院、16 歳以後は少年刑務所で受刑する。
- ・ ②触法少年（14 歳未満）は、通常、警察に補導され、児童相談所に通告された後、指導・措置（児童自立支援施設等への入所等）がなされる（児童福祉法上の措置が優先）。
- ・ ②触法少年であると疑うに足りる相当の理由がある者を発見した場合、警察官は、必要に応じて調査権を行使する（質問、証拠の押収、搜索等）ことができる。
- ・ 警察官は、調査権行使の結果、一定の重大事件にかかる刑罰法令に触れる行為を行ったと思料するとき、調査書類とともに事件を児童相談所長に送致する。
- ・ ③**虞犯少年**については、
 - ・ 14 歳未満の少年は、児童福祉法上の措置が優先される。非行内容が重大かつ少年本人が事件を否認しているとき等は都道府県知事（児童相談所所長の報告を経て）から家庭裁判所に送致される。
 - ・ 14 歳以上 18 歳未満の少年は、児童福祉法上の措置、または家庭裁判所への送致となる。
 - ・ 18 歳以上の少年は、家庭裁判所に送致される。
- * 虞犯事由…①保護者の正当な監督に服しない性癖があること、②正当な理由なく家庭に寄り付かないこと、③犯罪性のある者若しくは不道徳な者と交際し、またはいかがわしい場所に入出入りすること、④自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖があること、のいずれかの事由に該当し、その性格または環境に照らし、将来的に罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為を行う虞のあること
- ・ ②触法少年、③14 歳未満の虞犯少年について、非行内容が重大かつ少年自身が事件を否認している時は、都道府県知事（児童相談所長）は家庭裁判所に事件を送致し審判が行われる。

08. 少年事件においては、死刑をもって処断すべきときは無期刑が科されるが、18 歳以上であればそのまま死刑が科されることもある。

09. 家庭裁判所は、概ね Q11 歳から少年院送致の保護処分を行うことができる（14 歳未満の少年については特に必要と認める場合に限る）。

- ・ 家庭裁判所は、保護観察処分を受けた少年が処分内容（遵守事項等）に従わずその程度が重いとして保護観察所長から申請があった場合、当該保護処分では本人の改善及び更生を図ることが出来ないと認めるときは、決定をもって児童自立支援施設送致又は少年院送致の保護処分を行う。
- ・ 家庭裁判所は、一定の重大事件にかかる少年事件の審判について、Q12（捜査のために少年の身柄を保全する措置（少年鑑別所送致等））の決定を行うことができる。
 - ・ 身柄を拘束された少年に対しては、国費で Q13（弁護士）を付することができる。

(少年院・少年鑑別所)

10. 少年院とは、保護処分の執行を受ける者、懲役・禁固の刑の執行を受ける者等を収容し、矯正教育その他の必要な処遇（改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目指した処遇）を行う施設である。

- ・ 少年院では、①適切な処遇と再非行防止に向けた処遇の充実、②社会に開かれた施設運営の推進

（矯正教育制度の法定化、社会復帰支援の実施、少年の権利義務・職員の権限の明確化、保健衛生・医療の充実、不服申立制度の整備等）が図られている（新少年院法（H26年6月改正））。

- ・少年院には、**Q14**（委員（人格高潔で少年の健全な育成に関する識見を有し施設運営の改善向上に熱意を有する者、法務大臣任命）7名以内）が設置されている。
- ・委員会では、視察、面接、少年から提出された書面の確認、施設長から提供される情報等を基に、施設運営の状況を把握し、施設長に対して**Q15**を述べる。
- ・少年院の種類は4種類（第1種～第4種）あり、在院者の法的地位、心身の障害の程度、犯罪的傾向、年齢に応じて収容する。
 - ・1種～3種は保護処分を受ける者を収容（1種→3種へと‘厳しさ’が増す）、4種は刑の執行を受ける者を収容）する。

11. 少年鑑別所とは、鑑別対象者の鑑別、観護措置となった者の収容等を行い、必要な観護処遇（観護処遇の原則）を行い、非行及び犯罪の防止に関する援助を行う施設である。

- ・少年鑑別所の役割は、鑑別・観護処遇・地域社会への知見還元である（少年鑑別所法（H26年制定）－少年法から独立）。
- ・鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学等の専門的知識に基づいて非行の背景を明らかにし、改善のため適切な指針を示すことをいう（「鑑別結果通知書」にまとめられる）。
- ・観護処遇の原則とは、医学、心理学、教育学、社会学等の専門的知識・技術を活用し、在所者に対して懇切にして誠意ある態度をもって接することにより情操の保護に配慮しつつ、特性に応じた働きかけを行うことにより健全な育成に努めるという原則である。
- ・少年鑑別所長は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長、刑事施設の長からの求めに応じて、鑑別を行う。

（成人の場合）

12. 検察官に起訴され、普通裁判所による審理の後、確定判決の内容によって、刑が定められる。

- ・検察官は、犯罪の成否、処罰の要否などを考慮して起訴の判断を行う（起訴便宜主義）。

空欄語句＝Q10：教育的手段／Q11：12（歳）／Q12：観護措置／Q13：付添人／

Q14：少年院視察委員会／Q15：意見／

〈仮釈放〉

13. 仮釈放（仮退院）等は、**Q16**が、刑事施設、少年院や婦人補導院に収容され懲役刑（禁固刑）に処せられている受刑者で更生が期待できる（改悛の状があるとき）者について、刑期満了前に一定の条件付で釈放し、円滑な社会復帰を図ることを目的として行う処分である。
- ・ **Q16**とは、仮釈放等の許否を判断する機関であり、法務省の地方支分部局として全国 8 ヶ所（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡）に置かれている（3人以上 15人以内の委員で構成。事務局には保護観察官が配置される）。
 - ・ 改悛の状があるときとは、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再犯のおそれがなく、かつ、保護観察に付すことが改善更生のために相当であるとき、である。
14. 仮釈放は、懲役又は禁錮に処せられた者について、有期刑についてはその刑期の 3 分の 1 を、無期刑については 10 年を経過した後、行政官庁の処分によって行うことができるとされている（刑法第 28 条）。
15. 仮釈放の手続きは、保護観察所長が、矯正施設長から収容中の者の身上関係事項の通知を受け、生活環境の調整を行うとともに、その間に法的期間が経過し、**Q16**にその通知がなされ、審理が開始され決定が行われる、という流れとなる。
16. 仮釈放を許された者は、仮釈放の期間中、保護観察に付される（更生保護法第 40 条）。
17. **Q17**とは、拘留の刑（1 日以上 30 日未満の期間、刑事施設において身柄を拘束し自由を奪う刑罰）により刑事施設に収容されている者または罰金又は過料を完納できず労役場に留置されている者について、期間満了前に釈放することをいう（保護観察に付されず、取り消しもない）。

〈保護観察〉

（保護観察官）

18. 保護観察官は、保護観察所（全国 50 ヶ所）と地方更生保護委員会（全国 8 ヶ所）の更生保護に関する所掌事務を行う事務局に配置される国家公務員（法務省法務事務官）である。
19. 保護観察官は、援助者の一面と権力の執行者としての一面を兼有する（ダブルロール（一人二役）が課されている）。
20. 保護観察は、保護観察官が直接行う場合と指名された保護司が行う場合があり、いずれの場合も協働態勢がとられている。

（保護司）

21. 保護司とは、社会奉仕の精神をもって、犯罪を犯した者及び非行のある少年の改善更生を助け、犯罪予防のための世論啓発等を行うことを使命とする 法務大臣から委嘱を受けた無給の民間ボランティアである。
- ・ 保護司の身分は、任期 2 年（再任可）の非常勤の一般職国家公務員である（守秘義務適用、国家公務員災害補償制度適用、実費弁償費の支払対象）。
 - ・ 保護司は、法務大臣が都道府県の区域を分けて定める保護区に配置される（全国で 52,500 人を超えない員数とされている）。
 - ・ 保護司は、保護観察官の職務を補うものとして、地方更生保護委員会又は保護観察所長の指揮監

督を受ける。

- ・ 保護司の職務は、①対象者の改善更生を助け、犯罪予防のための啓発及び宣伝活動（地方公共団体の施策への協力・民間犯罪予防活動団体への協力等）を行う（保護司法に定める職務を行う）。

（保護観察）

22. 保護観察は、本人の住所地を管轄する保護観察所が司る。

- ・ **保護観察所は刑事政策を担う国家機関であり、国が地方支分部局として設置されている。**

23. 保護観察とは、犯罪者や非行少年本人に、本来 **Q18** **があることを認めた上で**、就職または定住等に関する **Q19** を行うとともに、善行の保持等を **Q20** しながら改善更生を図ることで、再犯を防ぎ、非行をなくすように社会内処遇を進めるものである。

- ・ **Q19** とは、保護観察における**援助的・福祉的な側面**である（自立した生活を営むことができるよう個別の問題について相談援助に取り組む）。

- ・ **Q19** の方法は、①宿泊場所（適切な居住場所等）を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助ける、②医療及び療養を受けることを助ける、③職業を補導し就職を助ける、④教養訓練の手段を得ることを助ける、⑤生活環境を改善・調整しつつ必要な生活指導を行う、⑥社会生活に適應させるために必要な生活指導を行う、⑦健全な社会生活を営むために必要な助言その他の措置をとる、等である。

- ・ **Q20** とは、保護観察における**権力的・監督的な側面**である。

- ・ **Q20** の方法は、①面接等により対象者と接触を保ちその行状を把握する、②対象者が遵守事項を遵守し生活行動指針に即して生活し行動するように必要な指示等の措置をとる、③特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施する、等である。

24. 保護観察の対象者は、①保護観察処分少年（更生保護法第 48 条第 1 号）、②少年院仮退院者（更生保護法第 48 条第 2 号）、③仮釈放者（更生保護法第 48 条第 3 号）、④保護観察付執行猶予者（更生保護法第 48 条第 4 号）、⑤婦人補導院仮退院者（売春防止法第 25 条）である。

- ・ 一定要件を満たす初入者、薬物事犯累犯者に対しては、**Q21**（1 年以上 5 年以下）が認められる。
 - ・ 初入者には保護観察に付すことができる。
 - ・ 薬物事犯累犯者には必ず保護観察が付される（薬物再乱用防止プログラムの受講、医療機関への受診指示（本人の意思に反しない限度で）等が可能となる）。

25. 保護観察では、社会内処遇である一方、社会の居場所がない（無住居、頼るべき血縁者がいない等）者を一定期間宿泊させ、居室・食事の提供等を行う **Q22** も設置されている。

26. 保護観察では、**Q23** として、保護観察対象者が適切な医療、食事、住居その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないために、その改善更生が妨げられる場合には公共の衛生福祉に関する機関等から必要な援助が得られるように援護する場合がある（得られない場合は、保護観察所長は、予算の範囲内で自ら救護を行う）。

27. 保護観察対象者は、**一般遵守事項と特別遵守事項を遵守**しなければならない。

- ・ 一般遵守事項は、**全ての保護観察対象者**に求められる。また、特別遵守事項は、必要に応じて個別に定められる。
 - ・ 特別遵守事項は、保護観察所長又は地方更生保護委員会が定める。

- ・違反者には、家庭裁判所への申請による施設送致、刑事施設への収容等の **Q24** がとられる。
- ・良好者には、保護観察解除・仮解除、退院、不定期刑に終了等の **Q25** がとられる。
- ・一般遵守事項の内容（要約）：
 - ・○再犯・非行をなくすべく健全な生活態度を保持すること、○指導監督を誠実に受けること（呼出・面接を受けること、求めに応じて生活実態を申告（事実証明資料の提示等）すること）、○速やかに住居を定め届け出るとともに実際に居住すること、○転居または **Q26** 日以上の旅をするときは 予め許可を受けること、等。
- ・特別遵守事項の内容（要約）：
 - ・○犯罪または非行に結び付く虞のある特定の行動をしてはならないこと、○健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行し維持すること、○指導監督を行うために事前に把握しておくことが特に重要と認められる特定事項（7 日未満の旅、離職、身分関係の異動等）について予め申告すること、○特定の犯罪的傾向を改善するための **Q27** を受けること、○一定期間宿泊（**Q28**）（民間更生保護施設での受け入れが困難な者を受け入れる国立の施設等）して指導監督を受けること、○社会的活動（公共的な場での清掃、社会福祉施設での介護補助活動等）を一定時間行うこと、等。
 - ・ **Q27** として、①性犯罪者処遇プログラム、②暴力防止プログラム、③飲酒運転防止プログラム、④薬物再乱用防止プログラム、が用意されている。

（生活環境の調整）

28. **Q29** とは、対象となる者に対する住居、職場、学校、家族、地域などの状況を指し、直接または間接に影響を及ぼすものであり、社会復帰の基礎につながるものである。
29. 生活環境の調整とは、○保護観察における補導援護として、○刑事施設等収容中の者に対するものとして（仮釈放の前提として）、③保護観察付執行猶予者の裁判確定前における **Q30** として、保護観察官（または保護司）が行う。
- ・生活環境の調整は、刑事施設長、少年院長からその者の帰住予定地を管轄する保護観察所長に対して 心情関係事項の通知によって開始される（地方更生保護委員会が仮釈放の許否審理のために求める場合もある）。
 - ・生活環境の調整の状況は、地方更生保護委員会、刑事施設長、少年院長に通知され、仮釈放・仮退院等の審理における資料、刑事施設内での処遇、少年院での矯正教育の参考資料となる。
 - ・地方更生保護委員会では、収容中の者に対する生活環境の調整について、保護観察所長に対する指導・助言、複数保護観察所間の連絡調整、必要に応じて面接等の方法により調査を行うことができる。
30. **Q30** とは、刑務所からの **Q31**、少年院退院者等が、親族からの援助が受けられず、もしくは公共の衛生福祉に関する機関等からの保護が不十分な場合等に行われる保護をいう。
- ・ **Q30** は、その対象者が刑事手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、**Q32** カ月を超えない範囲（特に必要な場合はさらに **Q32** カ月を超えない範囲）において、対象者の **Q33** に限り行う。
 - ・ **Q30** の実施は、保護観察所長が必要と認めたときに限り、自ら行う（または更生保護事業を

営む者等に委託して行う)。

- ・ **Q30** の内容は、金品の給与・貸与、宿泊場所の提供・帰住の手助け、医療・療養の手助け、就職・教育訓練の手助け、職業補導、社会生活適応のための生活指導、生活環境改善・調整等である。

〈犯罪被害者支援〉

31. 犯罪被害者等基本法では、基本理念として、①すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する、②犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等がおかれている状況その他の事情に応じて適切に講じられるものとする、③犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講じられるものとする、を掲げている。
32. 更生保護における犯罪被害者等施策として、①仮釈放等審理における **Q34**、②保護観察対象者に対する 心情伝達制度、③更生保護における 被害者等通知制度 (加害者の処遇状況等に関する通知)、④犯罪被害者等に対する相談・支援、の4施策が設けられている。
33. 保護観察所には、被害者担当官及び被害者担当保護司が配置され犯罪被害者等施策を実施している (保護観察事件及び生活環境調整事件は担当しない)。

空欄語句：Q16：地方更生保護委員会／Q17：仮出場／Q18：自助の責任／Q19：補導援護／
 Q20：指導監督／Q21：刑の一部執行猶予／Q22：更生保護施設／Q23：応急の救護／
 Q24：不良措置／Q25：良好措置／Q26：7（日）／Q27：専門的処遇プログラム／
 Q28：自立更生促進センター／Q29：生活環境／Q30：更生緊急保護／
 Q31：満期釈放者／Q32：6（ヵ月）／Q33：意に反しない場合／Q34：意見等聴取制度

~~~~~近年の動向（再掲含む）~~~~~

〈刑の一部執行猶予制度〉

- ・ 刑法改正（2013（H25）年）により刑の一部執行猶予制度が導入されている。
- ・ 刑の一部執行猶予制度とは、初入者又は薬物事犯累犯者で一定の要件を満たす者について、1年以上5年以下の期間、その刑の一部について執行を猶予するものである。
  - ・ 薬物事犯累犯者については、保護観察の充実強化が図られている（薬物再乱用防止プログラムの受講、保護観察下での特別遵守事項の厳守等）。
  - ・ **本人の意思に反しない限り**、保護観察官、保護司は医療機関等への**受診指示**を行うことができる。

〈拘禁刑への一本化〉

- ・ 刑法改正（2022（R4）年）により、従来の懲役刑・禁錮刑が廃止され、「拘禁刑」として単一化される（施行予定 2025（R7）年／施行前に懲役刑または禁錮刑の判決が確定して受刑中の者は、引き続きそれぞれの刑が執行される）。

〈特定少年〉

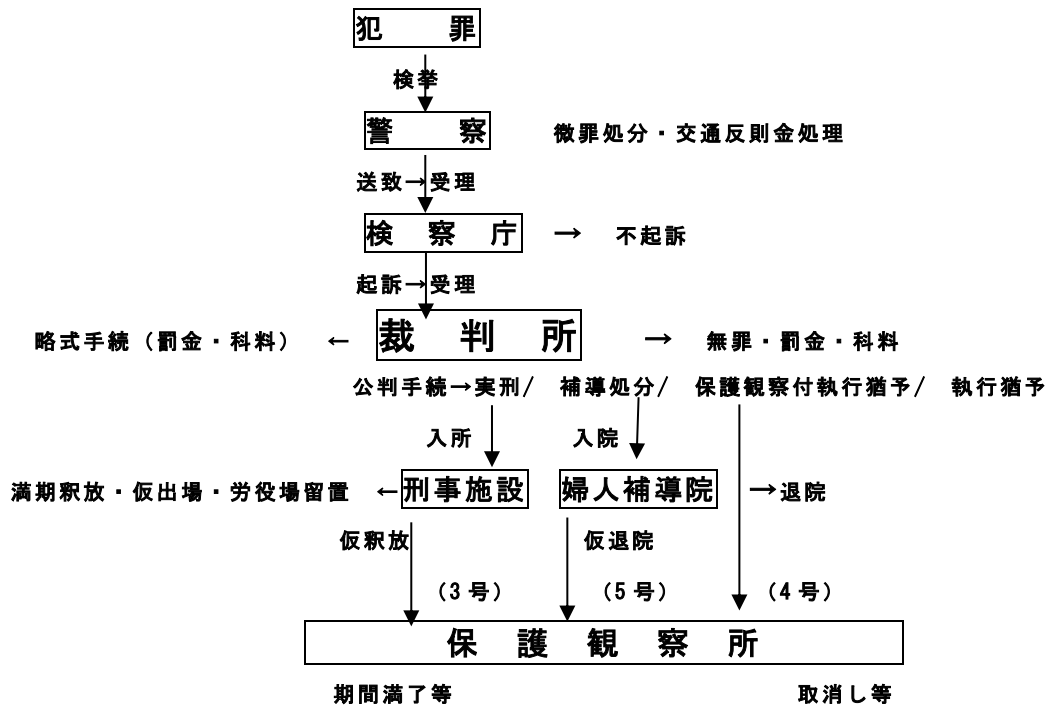
- ・ **特定少年とは、非行を犯した 18・19 歳の少年をいう**（少年法改正（2021（R3）年））。
- ・ 特定少年は、**少年法が適用**され、全ての事件が家庭裁判所に送致され処分が決定される。
- ・ 特定少年の保護処分は、家庭裁判所が、少年院送致、2 年間の保護観察（遵守事項違反による少年院収容が可能）、6 ヶ月の保護観察から、犯した罪の責任を超えない範囲内でいずれかを選択する。
- ・ 特定少年の逆送対象事件は、16 歳以上少年時に犯した故意の犯罪により被害者を死亡させた事件、死刑、無期又は短期（法定刑の下限）1 年以上の懲役・禁固に当たる事件（現住建造物等放火罪、強姦性交等罪、強姦罪、組織的詐欺罪等）である。
- ・ 特定少年の逆送・起訴事件の刑事裁判では、原則として 20 歳以上の者と同等の取扱いとなる（17 歳以下の者であれば不定期刑となる→定期刑となる）。
- ・ **特定少年が逆送・起訴（略式手続きの場合を除く）された場合、犯人の実名・写真等の報道（推知報道）の禁止が解除される。**

〈再犯防止等〉

- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律が制定される（2016（H28）年）。
  - ・ 国及び地方公共団体は、再犯防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
    - ・ 国は、再犯防止に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずる。
      - ・ 国は、再犯防止推進計画を定めなければならない。
  - ・ 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならない。

〈参考：「保護観察に至るイメージ」〉

＜成人の場合＞



＜少年の場合＞

